

## 岩倉市軽自動車税種別割納税証明書の有効期限に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、軽自動車税種別割納税証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する書面をいう。以下「納税証明書」という。）の有効期限に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (有効期限)

第2条 納税証明書の有効期限は、軽自動車税種別割の次期納期限の前日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する納付方法により納付された軽自動車税種別割で、納付後毎年度当初に送付する納税証明書の有効期限については、当該証明書の有効期限が属する年の6月15日まで延長することができる。

(1) 口座振替により納付する方法

(2) スマートフォンアプリによる決済により納付する方法（当該納付書の納期限日までに納付されたものに限る。）

### (再発行)

第3条 市長は、前条ただし書の規定により有効期限を延長した納税証明書を紛失等した者から再発行の申請があったときは、当該納税証明書を使用しなければ継続検査手続に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、当該納税証明書を再発行することができる。

## 附 則

### (施行規日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱は、平成30年度以後の年度分の軽自動車税納税証明書について適用し、平成29年度分までの軽自動車税納税証明書については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。